【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第104期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社 南日本銀行

【英訳名】 The Minami-Nippon Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 森 俊英

【本店の所在の場所】 鹿児島市山下町1番1号

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 斎藤 眞一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F

株式会社南日本銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3258-7311

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 今村 新司

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

株式会社南日本銀行熊本営業部

(熊本市下通1丁目7番20号)

株式会社南日本銀行宮崎支店

(宮崎市橘通東4丁目6番29号)

株式会社南日本銀行福岡支店

(福岡市博多区冷泉町10番21号)

株式会社南日本銀行東京支店

(東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F)

(注) 宮崎支店・福岡支店・東京支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため 縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度第3四半期 連結累計期間	平成23年度第 3 四半期 連結累計期間	平成22年度
		(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
経常収益	百万円	14,373	14,641	19,352
経常利益	百万円	1,179	1,629	1,698
四半期純利益	百万円	928	2,634	
当期純利益	百万円			1,146
四半期包括利益	百万円	1,089	1,122	
包括利益	百万円			930
純資産額	百万円	31,821	32,134	31,661
総資産額	百万円	679,666	692,065	683,466
1株当たり四半期純利益 金額	円	9.22	30.54	
1株当たり当期純利益金 額	円			11.18
潜在株式調整後1株当た リ四半期純利益金額	円	5.82	15.06	
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額	円			7.22
自己資本比率	%	4.68	4.64	4.63

		平成22年度第 3 四半期 連結会計期間	平成23年度第 3 四半期 連結会計期間	
		(自平成22年10月 1 日 至平成22年12月31日)	(自平成23年10月 1 日 至平成23年12月31日)	
1株当たり四半期純利益 金額	円	6.67	3.10	

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3. 平成22年度第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ (当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の経営成績につきましては、以下の通りとなりました。

経常収益は、有価証券運用益の増加等により、前第3四半期連結累計期間に比べ2億6千8百万円増加して146億4千1百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用の減少及び営業経費の削減等により、前第3四半期連結累計期間に比べ1億8千2百万円減少して130億1千1百万円となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は前第3四半期連結累計期間に比べ4億5千万円増加し、16億2千9百万円となりました。

四半期純利益は、法人税率変更等に伴う繰延税金資産の取崩しにより法人税等調整額が増加しましたが、厚生年金基金代行返上益を特別利益に計上したことから、前第3四半期連結累計期間に比べ17億6百万円増加して26億3千4百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間の財政状態につきましては、以下の通りとなりました。

総資産は貸出金の増加等から前連結会計年度末に比べ85億9千9百万円増加し、6,920億6千5百万円となりました。

預金は、個人預金の増加等から前連結会計年度末に比べ97億9千2百万円増加し、6,449億7千5百万円となりました。

貸出金は、中小企業・個人向けの中・小口貸出しや住宅ローン等を中心に増強を図り、前連結会計年度末に比べ 100億5千5百万円増加し、5,224億5千1百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末に比べ209億3千9百万円減少し、721億9千2百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収益は、金利低下に伴う貸出金利息の減少等により前第3四半期連結累計期間に比べて2千6百万円減少して118億4千5百万円となりました。一方、資金調達費用は、預金利息の減少等により前第3四半期連結累計期間に比べて2億6千2百万円減少して6億3千7百万円となりました。

この結果、資金運用収支は前第3四半期連結累計期間と比べ2億3千6百万円増加して112億8百万円となりました。

役務取引等収支は、前第3四半期連結累計期間と比べて9千万円減少して6千万円となりました。 その他業務収支は、前第3四半期連結累計期間に比べて1億1百万円増加して7億7千9百万円となりました。

イチャエ	#0.04	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次合定田坝土	前第3四半期連結累計期間	10,884	88		10,972
資金運用収支 	当第3四半期連結累計期間	11,117	91		11,208
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	11,768	107	4	11,871
フラ貝亚理用収益	当第3四半期連結累計期間	11,743	106	3	11,845
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	884	18	4	899
プラ貝並嗣廷員用	当第3四半期連結累計期間	625	15	3	637
	前第3四半期連結累計期間	150	0		150
1文份权51专权文	当第3四半期連結累計期間	59	1		60
 うち役務取引等	前第3四半期連結累計期間	1,142	3		1,145
収益 	当第3四半期連結累計期間	1,137	3		1,141
 うち役務取引等	前第3四半期連結累計期間	992	2		995
費用	当第3四半期連結累計期間	1,078	2		1,080
 その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	625	52		678
ての世来が収入	当第3四半期連結累計期間	763	16		779
うちその他業務	前第3四半期連結累計期間	641	52		693
収益	当第3四半期連結累計期間	776	22		799
うちその他業務	前第3四半期連結累計期間	15			15
費用	当第3四半期連結累計期間	13	6		20

- (注)1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
 - 2. 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
 - 3. 資金調達費用は、金銭の信託見合費用(前第3四半期連結累計期間0百万円、当第3四半期連結累計期間-百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第3四半期連結累計期間と比べ4百万円減少し、11億4千1百万円となりました。 役務取引等費用は、前第3四半期連結累計期間と比べ8千5百万円増加し、10億8千万円となりました。

1 1 * * T	#0 01	国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	1,142	3	1,145
投伤权引令以益	当第3四半期連結累計期間	1,137	3	1,141
うち預金・貸出	前第3四半期連結累計期間	464		464
業務	当第3四半期連結累計期間	448		448
こ ナ 英芸教	前第3四半期連結累計期間	422	3	426
うち為替業務	当第3四半期連結累計期間	406	3	410
こ <i>七</i> 紅光朗油光数	前第3四半期連結累計期間	90		90
うち証券関連業務	当第3四半期連結累計期間	148		148
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	146		146
りられ珪素物	当第3四半期連結累計期間	120		120
うち保護預り・	前第3四半期連結累計期間	4		4
貸金庫業務	当第3四半期連結累計期間	4		4
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	7		7
りの体証表別	当第3四半期連結累計期間	8		8
√2000 √2000	前第3四半期連結累計期間	992	2	995
役務取引等費用 	当第3四半期連結累計期間	1,078	2	1,080
こ ナ 英 扶	前第3四半期連結累計期間	107	2	110
うち為替業務 	当第3四半期連結累計期間	108	2	111

⁽注) 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

1	#0 01	国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
죠수스=	前第3四半期連結会計期間	626,928	3,612	630,541
預金合計 	当第3四半期連結会計期間	641,116	3,858	644,975
こた 汝動 州 頚 今	前第3四半期連結会計期間	199,698		199,698
うち流動性預金	当第3四半期連結会計期間	209,067		209,067
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	426,205		426,205
	当第3四半期連結会計期間	430,868		430,868
3+Z0#	前第3四半期連結会計期間	1,023	3,612	4,636
うちその他	当第3四半期連結会計期間	1,180	3,858	5,039
₩△÷I	前第3四半期連結会計期間	626,928	3,612	630,541
総合計	当第3四半期連結会計期間	641,116	3,858	644,975

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
 - 2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 - 3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内店業種別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

米1年ロリ	前第3四半期連結	会計期間	当第 3 四半期連結会計期間		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	514,405	100.00	522,451	100.00	
製造業	32,751	6.37	29,368	5.62	
農業、林業	4,458	0.87	4,403	0.84	
漁業	4,173	0.81	4,472	0.86	
鉱業、採石業、砂利採取業	44	0.01	43	0.01	
建設業	34,886	6.78	34,271	6.56	
電気・ガス・熱供給・水道業	799	0.16	1,496	0.29	
情報通信業	1,700	0.33	1,576	0.30	
運輸業、郵便業	13,017	2.53	13,389	2.56	
卸売業、小売業	60,101	11.68	60,553	11.59	
金融業、保険業	12,167	2.36	8,826	1.69	
不動産業、物品賃貸業	58,978	11.47	65,367	12.51	
その他の各種サービス業	86,372	16.79	89,007	17.04	
地方公共団体	13,948	2.71	14,475	2.77	
その他	191,003	37.13	195,200	37.36	
特別国際金融取引勘定分					
政府等					
金融機関					
その他					
合計	514,405		522,451		

⁽注) 国内とは当行及び連結子会社であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
優先株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間 末現在発行数 (株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数 (株) (平成24年 2 月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,964,300	同左	福岡証券取引所	(注2)
A種優先株式(注1)	30,000,000	同左	非上場	(注3、4)
計	110,964,300	同左	-	-

- 注1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。
 - 2. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第 322条第2項の規定による定款の定めはありません。
 - 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等
 - (1) A種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。
 - (2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額(発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)4.の(8) 取得価額の調整に記載のとおりであります。

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1ヵ月1回の頻度で行います。

- (3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。
- (4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取り決めはありません。
- (5) A種優先株式は、当行が、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で全部または一部を取得できる旨の条項を定めております。
- 4. 単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり 既存の株主への影響を考慮したためであります。なお、提出日現在、A種優先株式の普通株式への転換はありません。 また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」とい

う。) および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、下記(2)に定める配当年率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成21年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度 A 種優先配当金 ÷ A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において、初年度A種優先配当金とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当金年率決定日として算出する。)に、1.05%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数を、365で除して算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.05%

なお、平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3,750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A 種優先中間配当金

当銀行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対

してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成24年10月1日から平成36年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式 1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)を「下限取得価額」という。(ただし、下記 による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ.A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。

既発行 + 交付普通株式数×1株当たりの払込金額 普通株式数 + 時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 x -

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下 において同じ。)その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項

付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。) (無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する意味を有する。以下、本()、下記 () および() ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行なわれている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式 を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株

式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- 口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限現取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
 - () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効 な取得価額とする。
 - () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.および口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
 - () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額 (無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()およ び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ、上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額((10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希 薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。

この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と交換に交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行なわれる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割またけ併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日~ 平成23年12月31日	-	110,964	-	16,601,420	-	7,500,156

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

			1 7220 1 3 7 300 11 70 12
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 30,000,000	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 325,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,605,000	79,605	(注 2)
単元未満株式	普通株式 1,034,300	-	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	110,964,300	-	-
総株主の議決権	-	79,605	-

- (注) 1. A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 - 2.上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

				1 /2/20 1 3	/ JOOH 70 H
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	325,000	-	325,000	0.29
計	-	325,000	-	325,000	0.29

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1.当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自平成23年10月 1日 至平成23年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
現金預け金	20,684	22,599
コールローン及び買入手形	42,000	60,000
商品有価証券	0	15
有価証券	93,131	72,192
貸出金	512,396	522,451
外国為替	496	652
リース債権及びリース投資資産	977	1,055
その他資産	2,749	3,498
有形固定資産	12,040	12,380
無形固定資産	743	660
繰延税金資産	8,086	7,196
支払承諾見返	3,002	3,527
貸倒引当金	12,378	13,730
投資損失引当金	465	435
資産の部合計	683,466	692,065
負債の部		
預金	635,183	644,975
借用金	1,500	1,500
社債	1,500	1,500
その他負債	2,130	2,679
退職給付引当金	5,635	3,302
役員退職慰労引当金	235	-
睡眠預金払戻損失引当金	217	235
偶発損失引当金	357	425
再評価に係る繰延税金負債	2,041	1,784
負ののれん	0	0
支払承諾	3,002	3,527
負債の部合計	651,805	659,931
純資産の部		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,875	8,875
利益剰余金	1,809	3,787
自己株式	128	129
株主資本合計	27,157	29,134
その他有価証券評価差額金	1,803	54
繰延へッジ損益	0	0
土地再評価差額金	2,700	2,946
その他の包括利益累計額合計	4,503	2,999
純資産の部合計	31,661	32,134
負債及び純資産の部合計	683,466	692,065

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
経常収益	14,373	14,641
資金運用収益	11,871	11,845
(うち貸出金利息)	10,235	10,131
(うち有価証券利息配当金)	1,117	1,074
役務取引等収益	1,145	1,141
その他業務収益	693	799
その他経常収益	661	854
経常費用	13,193	13,011
資金調達費用	899	637
(うち預金利息)	818	556
役務取引等費用	995	1,080
その他業務費用	15	20
営業経費	8,816	8,606
その他経常費用	2,466	2,667
経常利益	1,179	1,629
特別利益	23	2,452
償却債権取立益	21	-
固定資産処分益	1	0
厚生年金基金代行返上益	-	2,452
その他の特別利益	0	-
特別損失	43	91
固定資産処分損	7	12
減損損失	22	78
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12	<u> </u>
税金等調整前四半期純利益	1,159	3,990
法人税、住民税及び事業税	32	33
法人税等調整額	199	1,322
法人税等合計	231	1,356
少数株主損益調整前四半期純利益	928	2,634
少数株主利益	-	-
四半期純利益	928	2,634

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	928	2,634
その他の包括利益	161	1,512
その他有価証券評価差額金	162	1,748
繰延ヘッジ損益	1	0
土地再評価差額金	-	237
四半期包括利益	1,089	1,122
親会社株主に係る四半期包括利益	1,089	1,122
少数株主に係る四半期包括利益	_	-

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

- 1. 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第3四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第3四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。
- 2. 当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成23年6月29日開催の第103期定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。これにより、当第3四半期連結累計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払い分239百万円については「その他負債」に含めて表示しております。
- 3.「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年 法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別 措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計 年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産 及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.0%から、平成24年4月1日に開始する連結会計 年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成 27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この 税率変更により、繰延税金資産は513百万円減少し、法人税等調整額は496百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は85百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年 3 月31日	1)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	
1.貸出金のうち、リスク管理債権	権は以下のとおりで	1.貸出金のうち、リスク管理(責権は以下のとおりで
あります。		あります。	
破綻先債権額	4,380百万円	破綻先債権額	5,000百万円
延滞債権額	24,340百万円	延滞債権額	27,491百万円
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	3 ヵ月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	228百万円	貸出条件緩和債権額	1,962百万円
なお、上記債権額は、貸倒引当:	金控除前の金額であ	なお、上記債権額は、貸倒引	当金控除前の金額であ
ります。		ります。	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
	1.その他経常費用には、貸出金償却10百万円、貸倒引	1.その他経常費用には、貸出金償却8百万円、貸倒引
	当金繰入額1,641百万円及び株式等償却246百万円を	当金繰入額1,548百万円及び株式等償却512百万円を
	含んでおります。	含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)		(自 平成2	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
減価償却費 746百万円		減価償却費	754百万円	
負ののれん償却額 0百万円		負ののれん償却額	0百万円	

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 6 月29日	普通株式	80	1.00	平成22年3月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金
定時株主総会	A 種優先株式	273	9.10	平成22年3月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 6 月29日	普通株式	403	5.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金
定時株主総会	A種優先株式	244	8.16	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれます。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	200	203	3
社債	185	188	2
その他	2,982	2,776	205
合計	3,368	3,168	199

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	13,456	13,567	110
債券	62,726	63,642	915
国債	53,627	54,480	852
地方債	999	1,022	23
社債	8,098	8,138	39
その他	9,780	10,880	1,099
合計	85,963	88,089	2,126

当第3四半期連結会計期間

- 1.企業集団の事業の運営において重要なものであることから記載しております。
- 2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
- 1. 満期保有目的の債券(平成23年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	150	151	1
社債	472	477	4
その他	3,083	2,798	284
合計	3,706	3,428	278

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券(平成23年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	11,784	10,928	855
債券	43,336	43,945	608
国債	31,999	32,490	490
地方債	1,099	1,123	23
社債	10,237	10,332	94
その他	11,768	11,941	173
合計	66,889	66,816	73

- (注) 1.四半期連結貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については、当第3四半期連結会計期間末前1ヵ月の市場 価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日にお ける市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって当第3四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、株式512百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ~八の何れかに該当する場合は回復可能性があると認められないと判断し、減損処理を行う。

- イ.株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。
- 口、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。
- ハ.株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。 時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		14 for a pro-14 to 14 to	11.66 - m. 11.45 - 1.5 m. 1.1.5
		前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1)1株当たり四半期 純利益金額	円	9.22	30.54
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	928	2,634
普通株主に帰属しない 金額	百万円	184	171
うち優先株式に係る 金額	百万円	184	171
普通株式に係る 四半期純利益	百万円	743	2,462
普通株式の 期中平均株式数	千株	80,644	80,639
(2)潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金 額	円	5.82	15.06
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	184	171
うち支払利息(税額 相当額控除後)	百万円		
うち優先株式に係る 金額	百万円	184	171
普通株式増加数	千株	78,947	94,339
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(注) 前第3四半期連結累計期間の優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前第3四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。 また、当第3四半期連結累計期間の優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当第3四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社南日本銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 工藤 雅春 印業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山内 正彦 印

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 祐二 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の平成2 3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。